

## 災害時備蓄物資保管業務委託仕様書

### 1 業務名

災害時備蓄物資保管業務

### 2 業務目的

本業務は、発注者が保有する災害時備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）を災害時に迅速かつ円滑に供給できるよう、適切に保管することを目的とする。

### 3 保管予定備蓄物資

別紙「令和8年度災害時備蓄物資購入予定数量」のとおり

### 4 保管期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 5 保管場所

- ・ 福岡県内に所在すること。
- ・ 倉庫業法第三条に基づき国土交通大臣の登録を受けた営業倉庫であること。
- ・ 別紙「令和8年度災害時備蓄物資購入予定数量」の備蓄物資が1か所で保管可能であること。
- ・ 高速道路等のインターチェンジに近接している等、交通アクセスの良好な箇所に立地していること。
- ・ 保管場所及び隣接する道路が災害リスクの低い土地に立地していること。
- ・ 大型トラック（10トン）での搬出入が可能な空間が確保されていること。
- ・ 災害時に備蓄物資の円滑な搬出を可能とする設備や体制が整備されていること。

### 6 業務内容

- ・ 備蓄物資は、破損や盗難等への対策を行い、災害時に速やかに搬出できる状態で適切に保管すること。
- ・ 備蓄物資の品質保持のため、適切な温度や湿度で管理すること。
- ・ 備蓄物資の搬入時は、発注者と搬入日時を打合せの上荷役作業を行うこと。
- ・ 備蓄物資の搬入後、保管場所のレイアウト図を作成し、発注者に提出すること。
- ・ 災害時に発注者から備蓄物資の搬出依頼があった場合は、発注者の要望に応じて搬出作業に協力すること。
- ・ 災害時に備蓄物資を円滑に搬出できるよう、平時から発注者との連絡体制を整えておくこと。

### 7 その他

- ・ 災害発生時に物資の搬出を実施した場合に発生した費用は、発注者及び受注者双方で協議の上決定し、発注者が負担する。
- ・ 備蓄物資の品目及び保管数量に変動がある場合は、発注者及び受注者双方で協議の上その取扱いを定めることとする。
- ・ この仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者及び受注者双方で協議の上決定するものとする。